

第117回市議会（臨時会）提出議案等について

招集日（開会日） 令和3年4月23日（金）

告示日 令和3年4月16日（金）

議案 4件（専決2件，一般1件，補正予算1件）

1 「気仙沼市市税条例等の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い，個人市民税の住宅ローン控除期間延長や，軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間延長などの改正のため，同日付けで行った専決処分につき承認を求めるものです。

2 「気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い，引用条項等の改正のため，同日付けで行った専決処分につき承認を求めるものです。

3 都市計画道路本町宮口下線道路改良工事（その2）に係る変更契約の締結について

伐採木の処分量の確定などにより工事費が増額となることから，変更契約を締結するものです。

4 令和3年度気仙沼市一般会計補正予算

※3ページ以降に掲載

報告 6件

1 専決処分の報告について

本年3月17日、市職員が庁用車で市内長崎地内の私有地に誤って進入し、引き返すために後退して切り返そうとしたところ、相手方車両に接触し、相手方車両の側面を損傷させた事故について、相手方との間で損害賠償の協議が調い、合意に達したことから専決処分したものです。

2 専決処分の報告について

載鈎漁港海岸保全施設整備事業防潮堤整備工事において、現場発生土の運搬距離の変更などにより工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

3 専決処分の報告について

道路舗装補修工事（その11）において、施工延長及び舗装面積の減工などにより工事費が減額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

4 専決処分の報告について

道路舗装補修工事（その12）において、施工延長及び舗装面積の増工などにより工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

5 専決処分の報告について

岩尻縦貫線道路改良工事（滝根工区その2）において、道路土工の土質変更により工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

6 専決処分の報告について

都市計画道路本町宮口下線道路改良工事（その3）において、法面部の岩盤掘削の増工などにより工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

令和3年度 一般会計 4月補正予算(案)

既定予算額	34,562,017 千円
補正予算額	820,753 千円
補正後予算額	35,382,770 千円

〈補正の概要〉

歳出予算

〔主な事業〕

〈新型コロナ対応分〉

(生活支援)

- ① 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 54,653 千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給する。

支給対象: 次のいずれかに該当する者

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

給付額: 対象児童1人につき50千円(見込み数1,022人)

支給時期: 令和3年5月以降順次支給

(経済対策)

- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 706,800 千円

感染症の拡大を防止するため、宮城県からの営業時間短縮の要請に全面的に協力した事業者に対し、協力金を交付する。

対象者:

宮城県からの要請に基づき、市内で運営する対象施設全てにおいて、令和3年4月5日(月)午後9時から5月6日(木)午前5時までの間(以下「要請対象期間」という。)、営業時間の短縮に全面的に協力した事業者(法人又は個人事業主)で、次の要件を満たす者

- (1) 要請対象期間より前(令和3年4月4日以前)から営業している事業者で、通常、午後9時から午前5時までを含む時間帯に営業していること
- (2) 宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等をしていること
- (3) 対象店舗において、営業に関する必要な許認可等を取得していること

時間短縮要請の対象施設:

- (1) 接待を伴う飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)
- (2) 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む。)

協力金の額: 1対象店舗あたり 1,240千円(40千円×31日間)

※ただし、感染状況の改善等により、県からの時間短縮要請そのものが短縮された場合は、短縮日数に応じて協力金の額が減額される。

想定事業者数: 570事業者(飲食店営業許可等を有する事業者の数)

③ 営業時間短縮要請に係る飲食関連事業者支援金

59,300 千円

感染症拡大防止のための宮城県からの飲食店営業時間短縮要請により、事業に影響を受けている飲食関連事業者及び要請対象とならない飲食店に対して支援金を交付し、事業継続を支援する。

対象者:市内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主で、次の全てに該当する事業者

- (1) 市内で飲食店又は飲食関連事業(食品加工・製造系, 器具・備品・消耗品系, サービス系, 流通関連等の事業)を営んでいること
- (2) 飲食店を営む事業者においては、宮城県知事による令和3年4月5日から5月6日までの間の営業時間短縮の要請対象の事業者でないこと
- (3) 令和2年1月から令和3年2月までの間で、単月で前年同期比20%以上の売上が減少している者

補助金の額:1事業者あたり一律100千円

想定事業者数:590事業者

歳入予算

国庫支出金 54,653千円, 県支出金 735,800千円, 繰入金 30,300千円
